

---

## 第Ⅱ章 「今治タオルブランド商品」の 認定

---

1. 「今治タオルブランド商品」の認定プロセス
2. 「品質検査」の手続き
3. 「認定審査」の手続き
4. 有効期間と延長
5. 「品質検査」の免除と簡素化
6. 認定の変更
7. 認定取得に必要な費用

# 1 「今治タオルブランド商品」の認定プロセス

「今治タオルブランド商品」を製造・販売しようとする場合は、下記の資格要件を有することを確認の上、次に示すプロセスを経て、本組合から「今治タオルブランド商品」の認定を受けなければならない。

## 1) 認定取得のための資格要件

(1)申請者、製造者が共に組合員企業であること。

\*但し、新たに組合に加入してから3年間は、申請することができない。また、3年経過後の使用については、理事会の承認を得る必要がある。

(2)認定取得したいタオル商品が、第Ⅰ章1.で定める「今治タオルブランド商品」の定義に合致していること。

## 2) 認定取得のプロセス

**プロセス1) 「品質検査」…認定を受けたいタオル商品の品質が、本組合が定める「今治タオルブランド商品 品質基準」に合格したことを証明する「品質検査報告書」を受領する。**

### (1)「品質検査」の依頼

「(一財)日本タオル検査協会 中四国検査所もしくは(一財)日本繊維製品品質技術センター 四国試験センター」(以下「指定検査機関」という)に必要書類と現物サンプルを添えて「品質検査依頼書」を提出して申請し、検査を受ける。

(2)「品質検査報告書」の受領(付属資料9(P95、P96))  
検査合格後、指定検査機関が発行する品質試験に合格したことを証明する「品質検査報告書」(以下

## 「今治タオルブランド商品」認定取得のプロセスフロー

### プロセス① 「品質検査」

#### 1 「品質検査」依頼準備

認定を受けたいタオル商品の現物とその「仕様書」等の必要書類を準備する。

#### 2 「品質検査依頼書」提出

「指定検査機関」にタオル商品の現物と依頼書を提出する。

#### 3 「検査報告書」受領

品質検査合格後、指定検査機関が発行する「検査報告書」を受領し、検査料を所定期日までに支払う。

「検査報告書」という)を受領する。受領後、所定の試験手数料と証明料(検査報告書発行手数料)を指定検査機関に支払う。

**プロセス2) 「今治タオルブランド商品認定審査」…本組合が行う「今治タオルブランド商品認定審査」(以下「ブランド認定審査」という)を受け、「今治タオルブランド商品認定証」(以下「認定証」という)を受領する。**

①「ブランド認定審査」の申請(付属資料6<P91>及び付属資料11<P99>)

「今治タオルブランド商品管理システム」(以下「管理システム」という)の「申請登録(認定審査申請)」より必要事項を入力し、「今治タオルブランド商品認定審査一覧申請書」(以下「一覧申請書」という)を本組合に提出する。もしくは、「今治タオルブランド商品認定審査申請書」(以下「認定審査申請書」という)に必要事項を記入し、本組合に提出する。なお、「検査報告書(副)」は指定検査機関から本組合が受領する。

②「認定証」の受領(付属資料5<P90>)

ブランド認定審査終了後、本組合が発行する「認定証」を受領する。受領後、所定の申請手数料を本組合に支払う。

③本組合から受領した「一覧申請書」もしくは「認定審査申請書」、「認定証」、「検査報告書」は、当該認定商品の販売期間中は必ず保存しておかなければならない。

\*本組合は、認定後、「一覧申請書」もしくは「認定審査申請書」、「検査報告書」、「認定証」をデータ化して保存した上で、「一覧申請書」もしくは「認定審査申請書」、「検査報告書」を申請者に返納する。

\*販売中止後は1年間保存する。

\*第IV章の認定取得者の責務に定められた書類の保存義務も遂行する。

**プロセス2  
〔今治タオル  
ブランド商品  
認定審査〕**

### 1 「ブランド認定 審査」の申請

「管理システム」で必要事項を入力し、「一覧申請書」を提出する。もしくは、必要書類を添えて「認定審査申請書」を本組合に提出する。なお、「検査報告書(副)」は指定検査機関から本組合が受領する。

### 2 「認定証」 受領

審査終了後、本組合が発行する「認定証」を受領し、手数料を支払う。

### 3 「認定証」 等の保存

本組合から受領した「一覧申請書」もしくは「認定審査申請書」、「認定証」、「検査報告書」は、当該認定商品の販売期間中は必ず保存しておく。

Process Flow

# 2

## 「品質検査」の手続き

### 1) 「今治タオルブランド商品」の「品質基準」について

本組合が独自に定める「今治タオルブランド商品品質基準」は、今治タオルブランドの最大の顧客価値である「優れた吸水性」を確実に顧客に約束するために、一般基準よりも高水準に設定したものであり、次のような特徴を有する。

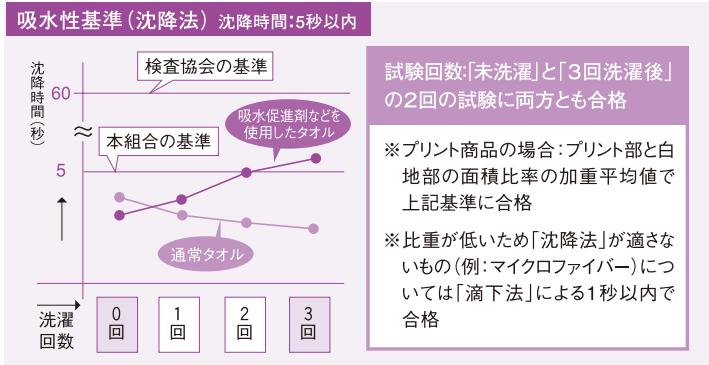
#### 高水準の「吸水性」基準

(1) 本組合の吸水性基準は、検査協会の定める一般的基準に比べ高い水準に設定している。→「沈降法」による5秒以内

(2) 吸水性の低下しやすい商品に対しても、上記水準が確保できるように、独自の試験方法を採用している。

① 吸水促進剤を使用した商品→「3回洗濯後乾燥機使用」も試験

② 領料等によるプリント商品→「プリント面積比率」による試験



試験回数:「未洗濯」と「3回洗濯後」の2回の試験に両方とも合格

※プリント商品の場合:プリント部と白地部の面積比率の加重平均値で上記基準に合格

※比重が低いため「沈降法」が適さないもの(例:マイクロファイバー)については「滴下法」による1秒以内で合格

#### 高い「安全性」基準

ホルムアルデヒド含有量を、検査協会の乳幼児用基準値の60% (ppm換算値)としている。

#### メロー巻き部の滑脱抵抗力試験

メロー巻き部分の滑脱抵抗力試験を実施し、その基準値を検査協会基準値の1.3~1.5倍としている。

#### 無燃糸とは

パイル保持性試験が燃り回数が少ないため測定不能で、「今治タオルブランド商品 品質基準」からパイル保持性試験が除外されるもの。

## 「今治タオルブランド商品品質基準」

試験項目		試験方法	合格基準
タオル特性	吸水性	JIS-L1907 沈降法	5秒以内 〔備考1〕 「未洗濯」と「3回洗濯」の 2回の試験に両方とも合格
	脱毛率	JIS-L0217 洗い方103法 (タオル検査)	0.2%以下 〔備考2〕
	パイル 保持性	(タオル検査)	BT・KT 2.45cN/パイル以上 FT・WT 2.16cN/パイル以上 〔備考3〕
染色堅ろう度	耐光	JIS-L0842 ／カーボンアーカ法	4級以上(バステル色 及び淡色3級以上) 〔備考4〕
	洗濯	JIS-L0844 A-2号法	変退色 4級以上 汚染 4級以上 〔備考4〕
	汗	JIS-L0848	変退色 4級以上 汚染 3-4級以上 〔備考4〕
	摩擦	JIS-L0849 (II型)	乾燥 4級以上 湿潤 2-3級以上(濃色及び 顔料プリントは0.5級下げる) 〔備考4〕
物性	引張強さ	JIS-L1096 A法 ／(ラベルドストリップ法)	縦 147N以上 横 196N以上 〔備考5〕
	破裂強さ	JIS-L1096 A法 ／(ミューレン形法)	392.3kPa以上
	寸法変化率	JIS-L1096 G法 ／(電気洗濯機法)	±7%以内 〔備考6〕
有機物質	メロ一巻き部分 の滑脱抵抗力	JIS-L1096 滑脱抵抗力ビン引掛け法準用 (タオル検査)	縦 20N以上 横 30N以上
遊離ホルム アルデヒド	厚生省令第34号 アセチルアセトン法	吸光度差0.03以下 〔備考7〕	

〔備考〕1. 吸水性試験は、素材に関係なく適用する。比重が低いため「沈降法」が適さないものの(例:マイクロファイバー)は、沈降法による試験が不合格であっても、滴下法による試験が「未洗濯」と「3回洗濯」の2回の検査に両方とも1秒以内の場合は合格とすることができる。顔料プリント商品の場合は「顔料プリント部面積比証明書」を提出すること。吸水性試験の洗濯方法については、3回洗濯後乾燥機使用とする。

2. 脱毛率試験に際し、パイル、無燃系、シーリング以外の加工品や、綿素材以外の製品については、個別に指定検査機関に相談すること。指定検査機関は、その結果を本組合に報告し、両者協議の上で合否を決定する。なお、2023年(令和5年)9月1日までに認定を受けた今治タオルブランド商品のうち、認定当時の脱毛率が0.2%を超える場合は、2023年(令和5年)9月2日以降、新たな生産を行い、今治タオルブランド商品として出荷するものについては、2023年(令和5年)9月2日以降に迎える、初回の生産開始日もしくは初回の有効期間最終日のいずれか早く到来する日までに、脱毛率試験及びその他今治タオルブランドマニュアルで定める必要な項目の再検査を実施のうえ、合格した品質検査報告書を本組合まで提出するものとする。

3. パイル保持性試験に際し、ハンカチ、裏カゼ製品及びタオルマフラーはJIS-L1075B法(パイル保持性試験)による試験で、合格基準500cN以上とする。また、無燃系については、「今治タオルブランド商品、品質基準」からパイル保持性試験は除外する。なお、新たな素材や加工方法等により、基準について組合員から申し出があった場合は、本組合と指定検査機関で協議する。

4. 染色堅ろう度試験は、オーガニックコットン(カラード・コットン)を含む全ての染色製品について実施する。精練・漂白のみされた製品については、染色堅ろう度試験は除外する。

5. 引張強さ試験に際し、パイルのないタオルマフラー等は、合格基準の横の値を98 N以上とし、素材及び用途により考慮する。

6. ガーゼ織り並びに伸縮性素材(高燃系、スパンテックスなど)によるタオル織物に関する寸法変化率に関しては基準を除外する。

7. 遊離ホルムアルデヒドの吸光度差0.03以下をPPM換算した場合、9.6PPM以下に相当する。

## 2) 「品質検査」の手続き

「今治タオルブランド商品」の認定申請を行おうとする者は、認定を受けようとするタオル商品に関し、次の手順に沿って「品質検査」を申請し、「品質検査報告書」を取得する。

### 【手順①】「品質検査」の申請

申請者は、「指定検査機関」に次の書類と資料を提出して検査(試験)を依頼する。「品質検査」の依頼は製織した企業が行う。

#### a.「品質検査依頼書」

★顔料プリント商品の場合「顔料プリント部面積比率証明書」(付属資料8(P94))を提出する。

#### b.「仕様書」…「商品名」「アイテム別規格(糸使い、筒番号、打込み本数、加工方法、パイル倍率)」及び「配色数」を明記したもの。

#### c.検査を受けたい商品の現物サンプル…各種試験に使用する。

\*提出する枚数…基本的には指定検査機関の指示に従うものとするが、その目安として右ページに一例を示す。

★提出数が不明の場合は指定検査機関に問合わせ、その指示に従うこと。

★複数アイテムを申請する場合、それぞれのタオル商品の規格が同一でなければ、それぞれのアイテムで検査を受けなければならない。

★「品質検査」の結果は、申請(指定検査機関の受付)後、原則として7営業日以内に指定検査機関から合否の連絡がある。但し、資料の追加提出の要請があった場合などはこの限りではない。

### 【手順②】「検査報告書」の受領

指定検査機関が発行する「品質検査報告書」を受領する。

★同一規格商品を複数の組合員企業で製織する場合、各々の企業が品質検査を申請し、検査報告書を受領しなければならない。

### 【手順③】「検査料」の支払い

所定の「試験手数料」と「証明料」を所定の期日までに「指定検査機関」に支払わなければならない。(P29参照)

## 品質検査の手続きフロー

### 手順①

品質検査の申請…指定検査機関に下記の書類と資料を提出して申請する。

提出書類と資料

- a 「品質検査依頼書」  
（「染色堅ろう度試験依頼書」）
- b 「仕様書」…「商品名」「アイテム別規格\*」「配色数」を明記  
\*糸使い、簇番手、打込み本数、加工方法、パイル倍率
- c 商品の実物サンプル…申請パターンに応じた必要数。  
★記入方法やサンプル数などは、指定検査機関に確認のこと。

申請後7営業日以内に  
検査報告書を発行

### 提出サンプル数の目安

#### ◎商品が単一アイテム、単一配色の場合

【例】バスタオルのみで、使われている色数が1色の場合→バスタオル4枚

#### ◎商品が複数アイテムで複数配色の場合

【例】同一規格のバスタオル、フェイスタオル、ウォッシュタオルの3アイテムで、色が、それぞれ緑、赤、青の3色の場合→バスタオルの各色3枚とフェイスタオル及びウォッシュタオルのいずれか1色1枚(同一規格確認のため)

### 手順②

### 「検査報告書」の受領

指定検査機関の発行する「品質検査報告書」を受け取る。

### 手順③

### 「検査料」の支払い

所定の検査料（「試験手数料」と「証明料」P29参照）を指定検査機関に支払う。

### 3) 品質検査で不合格となった商品の再検査の手続き

(1)品質検査で不合格となった商品の再検査(試験項目)をするときは、付属資料12の「今治タオルブランド商品認定に係る再検査依頼書」を指定検査機関に提出して、再検査を行い、「品質検査報告書」を取得する。

(2)再検査(試験項目)は次のとおりとする。

①品質改善の方法が「洗い加工」のみである場合は、不合格の試験項目だけ再検査を行う。

②不合格の試験項目が「染色堅ろう度」で、品質改善の方法が「染料や助剤」の変更による場合は「染色堅ろう度(耐光・洗濯・汗・摩擦)」と「吸水性」の再検査を行う。

③不合格の試験項目が「タオル特性」及び「物性」で、品質改善の方法が「同一規格商品」として認める条件に該当する場合は、不合格の試験項目だけ再検査を行う。但し、「同一規格商品」として認める条件に該当しない場合は「タオル特性」及び「物性」の再検査を行う。

(3)不合格の試験項目が「有機物質」の場合は、指定検査機関と組合がその原因を究明し、組合員に通達する等の対応を協議する。

## 再検査の手続きフロー

### 手順①

再検査の申請…指定検査機関に下記の書類と資料を提出して申請する。

#### 提出書類

付属資料12の「今治タオルブランド商品認定に係る再検査依頼書

#### 再検査(試験項目)

- ①品質改善の方法が「洗い加工」のみである場合は、不合格の試験項目
- ②不合格の試験項目が「染色堅ろう度」で、品質改善の方法が「染料や助剤」の変更による場合は「染色堅ろう度（耐光・洗濯・汗・摩擦）」と「吸水性」
- ③不合格の試験項目が「タオル特性」及び「物性」で、品質改善の方法が「同一規格商品」として認める条件に該当する場合は、不合格の試験項目。但し、「同一規格商品」として認める条件に該当しない場合は「タオル特性」及び「物性」

申請後7営業日以内に  
検査報告書を発行

### 手順②

#### 「再検査報告書」の受領

指定検査機関の発行する「再検査報告書」を受け取る。

### 手順③

#### 「再検査料」の支払い

所定の再検査料（「試験手数料」と「証明料」P29参照）  
を指定検査機関に支払う。

**不合格の試験項目が「有機物質」の場合は、指定検査機関と組合がその原因を究明し、組合員に通達する等の対応を協議する。**

# 3

## 「認定審査」の手続き

### 1) 申請手順

次の手順に沿って「今治タオルブランド商品認定審査」を受け、「認定証」を取得する。

#### 【手順①】「認定審査」の申請

本組合に次の書類と資料を提出し、「今治タオルブランド商品認定審査」を申請する。

aもしくはbのいずれか1点を提出する。

a.「一覧申請書」

b.「認定審査申請書」

★申請書には必ず認定を受けようとするタオル商品の写真を貼付又は別添として提出する。

★同一規格商品を複数の組合員企業で製織する場合、各々の企業が認定審査を申請し、認定証を受領しなければならない。但し、企業数が多いなど特別の事情がある場合、複数企業の申請には「例外届」(付属資料7〈P93〉)により、複数企業の連名で代表1社が申請することが出来る。認定された場合は、それぞれの商品に「認定証」を発行する。この場合、認定審査申請手数料の支払いは、代表1社が行うことが出来る。(但し、認定料金は必要)

★「ブランド商品認定審査」の結果は、申請(本組合受付)後、7営業日以内に申請者に対し電話等で連絡する。

#### 【手順②】「認定証」の受領

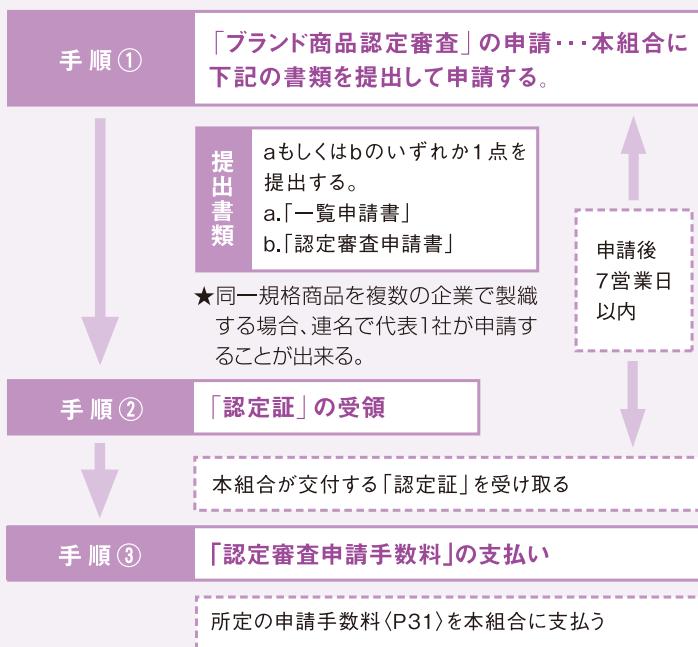
審査に合格した申請者には、本組合から「認定証」が交付されるので、これを受領する。

★「認定証」には、「商品名」「商品概要(アイテム名)」「認定番号」及び「有効期間」が記載されているので確認すること。

#### 【手順③】「認定審査申請手数料」の支払い

「認定証」を受領した申請者は、所定の申請手数料を所定の期日までに支払わなければならない。(第Ⅱ章7.〈P31〉参照)

## 認定審査申請の手続きフロー



## 申請書類の保存

認定商品の製造・販売中は下記書類を保存

●一覧申請書(例)



●認定審査申請書(記入例)



●認定証



※組合から提示を求められることがあり、提示出来ない場合は認定を取り消すことがある。

※販売中止後は1年間保存しなければならない。

# 4

## 有効期間と延長

### 2) 申請書類の保存

認定を取得した組合員企業は、ブランド認定審査申請に使用した「一覧申請書」もしくは「認定審査申請書」、「検査報告書」、「認定証」を、その認定商品を製造・販売している期間中は必ず保存しておき、組合から求められた時はこれを提示しなければならない。提示できなかった場合は、認定を取り消すことがある。販売中止した場合は、中止後1年間保存しなければならない。

### 3) 認定の公表

認定したタオル商品は、インターネットなどを通して公表するものとする。

### 1) 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定日から3年間とし「認定証」に記載される。

### 2) 有効期間の延長

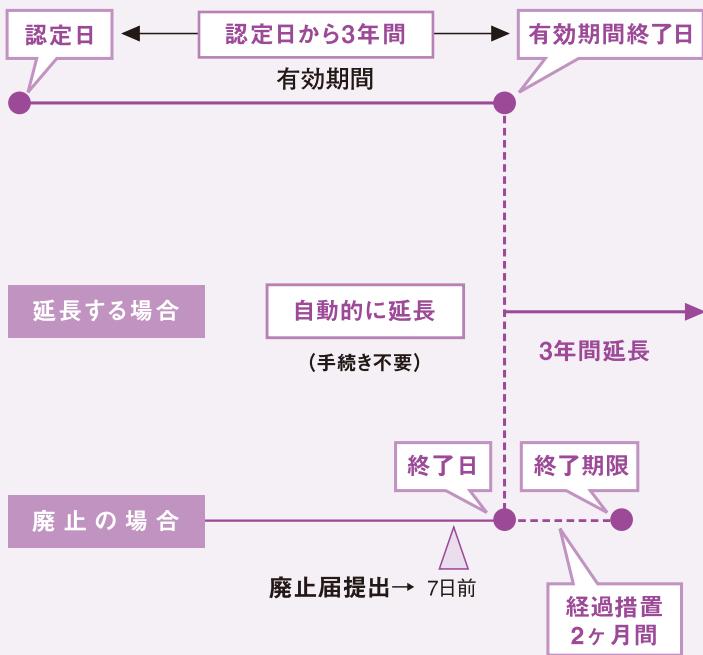
有効期間の終了する7営業日前までに組合に廃止届が提出されない場合は、自動的に有効期間を3年間延長する。

この延長は何度でも継続できる。

### 3) 有効期間の終了

廃止届が提出された場合は、有効期間の終了日をもって認定は終了するが、経過措置として、終了日から2ヶ月間は「今治タオルブランド商品」として認める。

## 「今治タオルブランド商品」認定の有効期間と延長



## 5

「品質検査」  
の免除と簡素化

今治タオルブランド商品の認定申請に当り、そのタオル商品の規格が、既に「今治タオルブランド商品」として認定されているタオル商品（「元となる認定商品」という）と同一であると認められる場合、「品質検査」の全部又は一部を免除、或いは簡素化して申請することが出来る。

- 1) 品質検査の一部を免除・簡素化：「同一規格商品」  
申請しようとするタオル商品が、元となる認定商品と  
同一の規格であると認められる場合、「同一規格商品」  
として品質検査の一部を免除または簡素化して認定  
申請することが出来る。…「品質検査報告書」に代わる  
「同一規格証明書」が指定検査機関から発行される。

## (1)「同一規格商品」の定義

「同一規格商品」とは、「元となる認定商品」と「商品名」が異なり、その規格要素（右表の①～⑤）が、右表の条件内にあるタオル商品をいう。

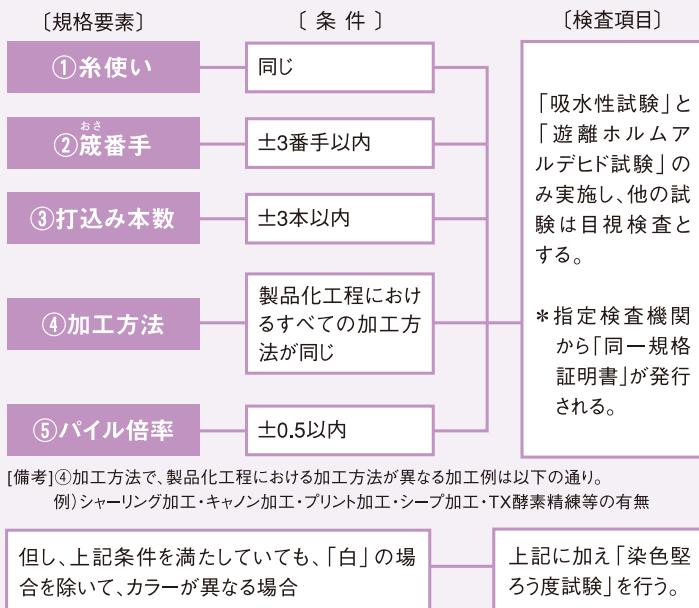
## (2)「同一規格商品」として認める条件と検査項目

- 右表の①～⑤の条件を満たす「同一規格商品」は、吸水性試験と遊離ホルムアルデヒド試験のみ実施し、他の試験は目視検査とする。又、白の場合は蛍光色有り無しのどちらでも「同一規格商品」と見なす。
- 右表①～⑤の条件を満たし、カラーだけが異なるものは、「同一規格商品」と見なすが、「染色堅ろう度試験」を追加実施する。

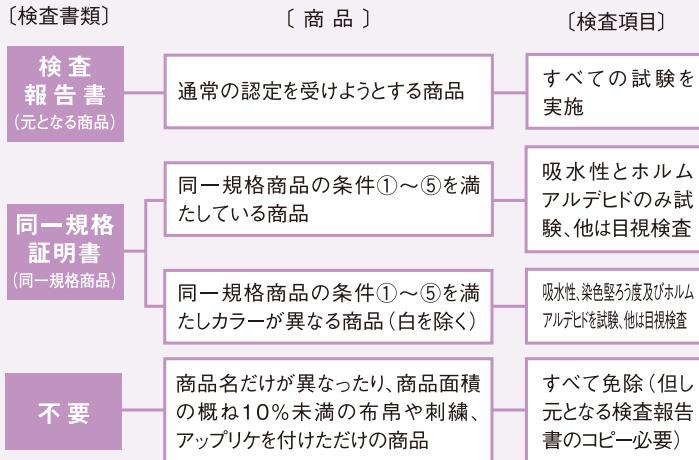
★「白の場合、蛍光色有り無しはどちらでも「同一規格商品」と見なす。  
★「織りテクニック」に関し、右表の規格要素①～⑤が同じでデザインのみが異なるものは「同一規格商品」と見なす。

- 2) 品質検査の全部を免除…「品質検査報告書」が不要  
：「元となる認定商品」と商品名だけが異なる場合や刺繡、アップリケ、飾りとしての布帛など、概ね商品の10%未満の面積の簡易な装飾を付けただけのタオル商品の場合、全ての「品質検査」を免除して認定申請することが出来る。（但しこの場合、「元となる認定商品」の「品質検査報告書」のコピーを提出する。）

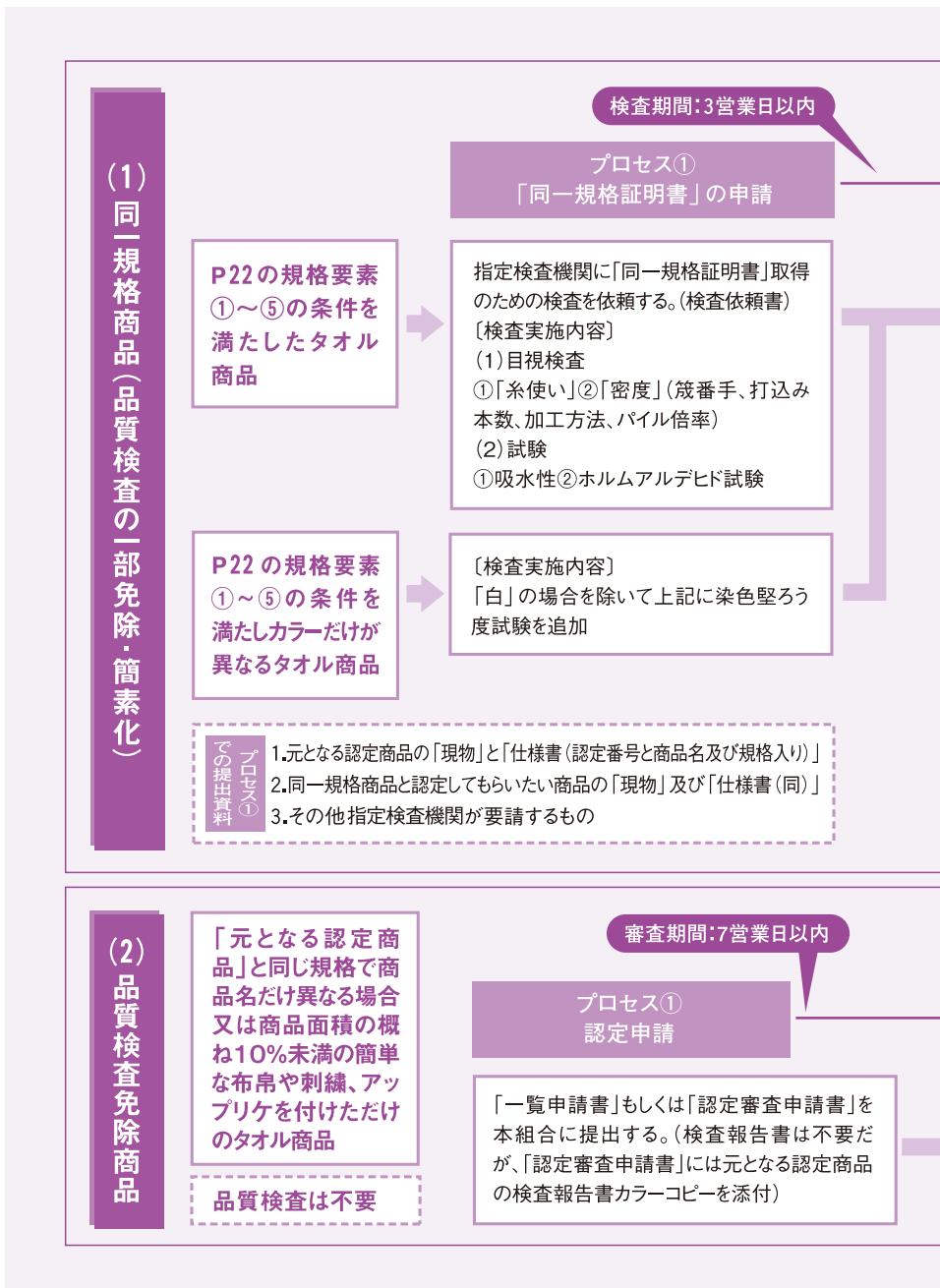
## 同一規格商品として認める条件と検査項目

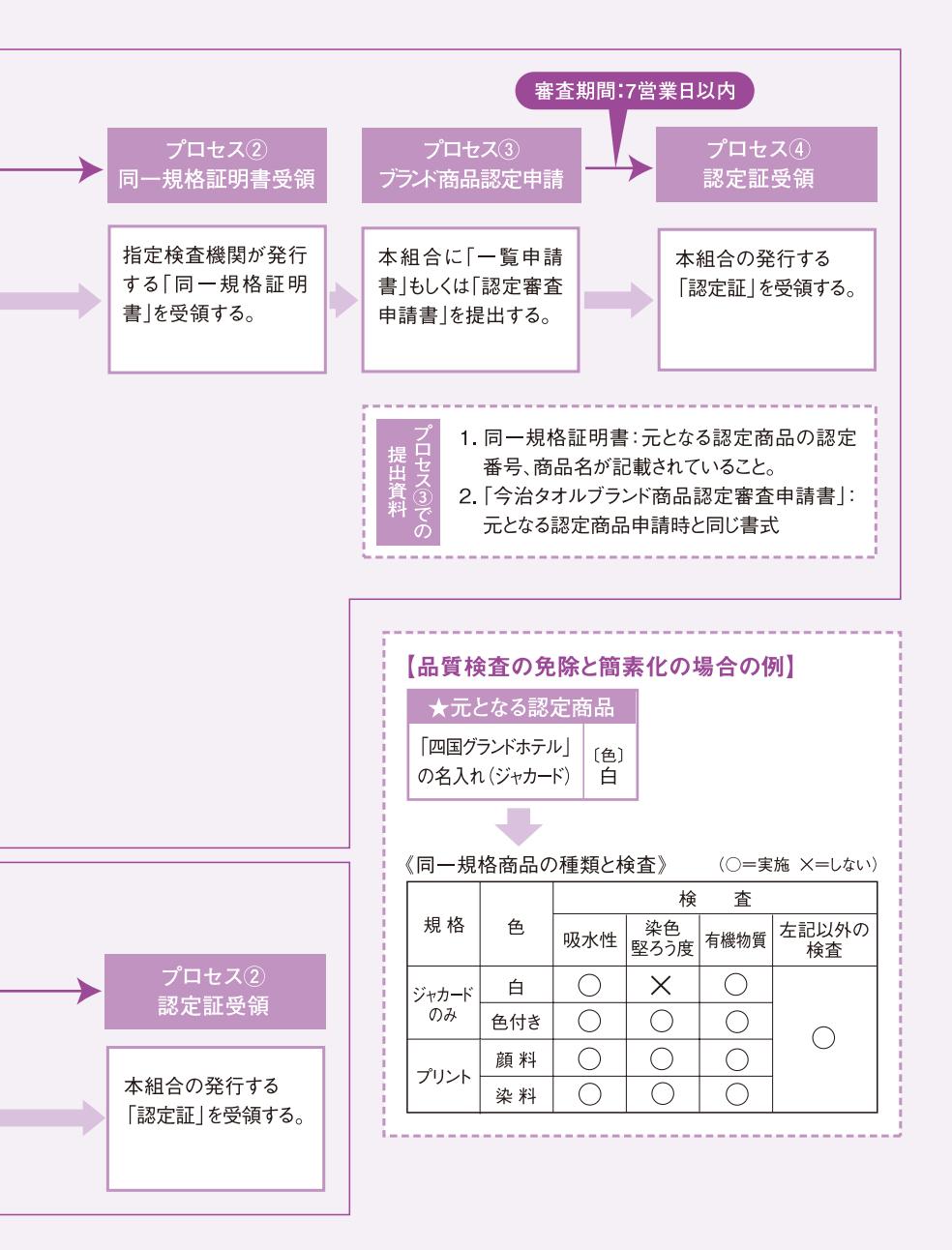


## ブランド商品認定申請時の「検査報告書」の種類



## 3) 「品質検査」の免除と簡素化によるブランド商品認定申請フロー





## 6

## 認定の変更

「今治タオルブランド認定商品」の認定内容に、下記の「変更」が生じた時は、直ちに本組合に届け出て、認定の変更手続きを行わなければならない。

## 1)「変更」の定義

変更手続きが必要な「変更」とは次のいずれかが変わった場合をいう。

- ①「代表者名」「企業名」「所在地」
- ②商品の「名称」
- ③「製造方法（製織及び染晒加工）」
- ④商品の「アイテム（サイズ変更含む）」  
…「アイテム」とはバスタオル、フェイスタオル、ウォッシュタオルなど
- ⑤商品の「カラー」
- ⑥上記④⑤以外の規格
- ⑦製造の中止又は廃止

## 2)「変更」の手続き

上記に定める「変更」が生じた場合は、次の書類を本組合に提出しなければならない。

- (1)①②③⑥⑦の変更の場合：「認定内容の変更」という。…「管理システム」の「申請登録（ブランド商品変更）」より必要事項を入力し、「一覧申請書」を提出する。もしくは、「今治タオルブランド商品変更(中止・廃止)届」に必要事項を記入し、提出する。(付属資料10(P97))
- (2)④、⑤の変更の場合：「アイテム」「カラー」が減った場合は、上記と同じ「認定内容の変更」とし、増えた場合は「認定内容の追加」とする。
- (3)③④、⑥の変更のうち「認定内容の追加」の場合は、「管理システム」の「申請登録（ブランド商品変更）」より必要事項を入力し、「一覧申請書」を提出する。もしくは、「今治タオルブランド商品変更(中止・廃止)届」に必要事項を記入し、提出する。
- (4)⑦の変更の場合：「認定の中止・廃止」という。…「管理システム」の「申請登録（ブランド商品変更）」より必要事項を入力し、「一覧申請書」を提出する。もしくは、「今治タオルブランド商品変更(中止・廃止)届」に必要事項を記入し、提出する。
- (5)上記以外の場合でも、本組合から「検査報告書」の提出を求めることがある。

3 )変更した「今治タオルブランド認定商品」の有効期間  
上記①～⑥により変更した商品の有効期間は、その元になる認定商品の有効期限の日までとする。

## 認定の変更

区分	変更内容
認定内容の「変更」	①「代表者名」「企業名」「所在地」 ②「商品名」 ③「製織方法」「染晒方法」 ④「アイテム(サイズ含む)」の減少 ⑤「カラー」の減少 ⑥⑦以外の規格
認定内容の「追加」	④「アイテム(サイズ含む)」の増加 ⑤「カラー」の増加
認定の中止・廃止	⑦「中止・廃止」

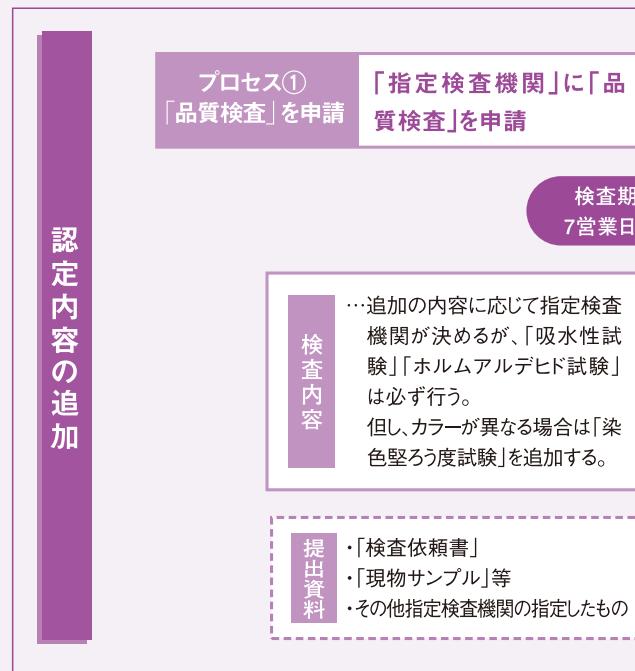
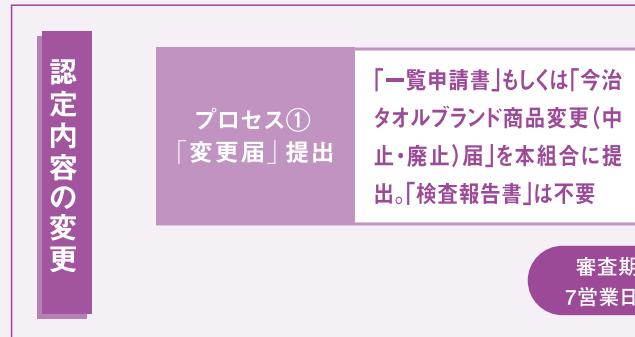
## 変更の手続き…(手続きフローはP27)

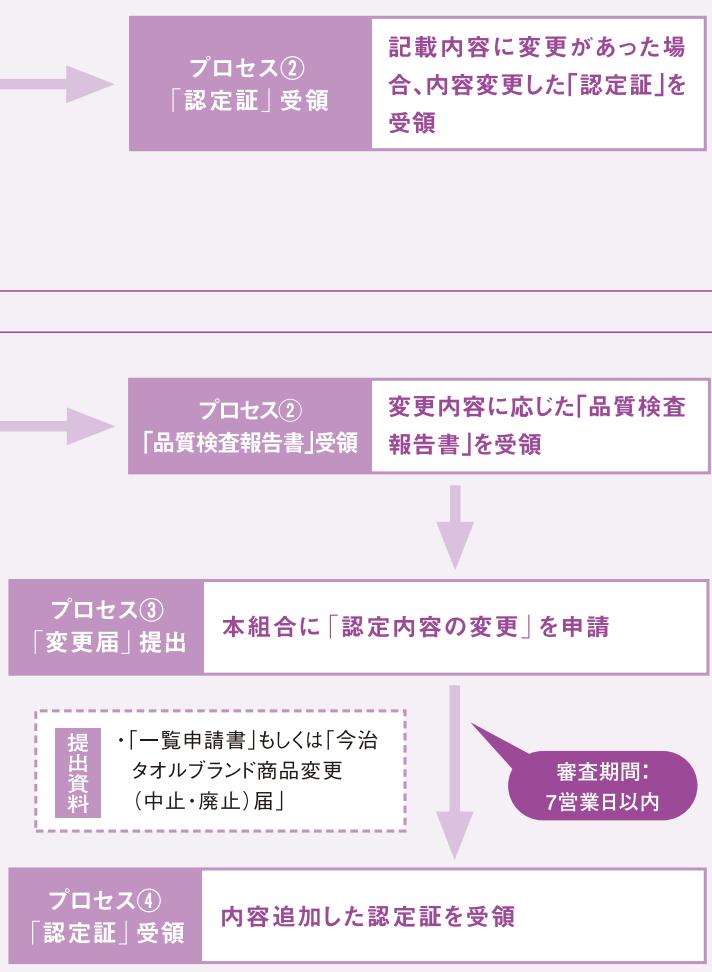
「変更」「中止・廃止」	「一覧申請書」を提出、もしくは「今治タオルブランド商品変更(中止・廃止)届」を提出
「追加」	「変更届」の提出と「検査報告書」が必要

## 変更した今治タオルブランド商品の有効期間



## 4) 「認定の変更」手続きフロー





## 7

認定取得に  
必要な費用

認定取得に関わる検査や審査の手数料として必要な費用は次の通りである。

## 1)「品質検査」の費用(以下「品質検査料」という)

指定検査機関に依頼する品質検査には「1商品当たり」次の「試験手数料」及び「証明料(報告書発行手数料)」が必要となる。

## (1)「試験手数料」

①試験手数料単価表…「指定検査機関」資料による。

(税抜き)

区分	試験	回数	金額(円)	備考
タオル特性	吸水性	2	2,000円	※1参照
	脱毛率	1	1,300円	
	パイル保持性	1	2,400円	
染色堅ろう度	耐光	1	3,000円	
	洗濯	1	1,100円	
	汗	1	1,300円	
	摩擦	2	650円	※2参照
物性	引張り強さ	2	3,000円	※3参照
	破裂強さ	1	1,000円	
	寸法変化率	1	1,300円	
	メロー巻き部分の滑脱抵抗力	2	4,000円	
有機物質	ホルマリン	1	2,600円	

※1:未洗濯時と3回洗濯後の2回試験(500円+300円)+洗濯料3回分(1,200円)※2:乾燥時と湿潤時の2回分(1回目350円、2回目以降300円)※3:縦・横別2回分

## ②目視検査料…同一規格商品の検査時などの目視検査料

・目視検査料…2,000円(糸使い、筋番手、打ち込み本数、加工方法、パイル倍率等)

## (2)証明料(「検査報告書発行手数料」)

証明料は、1商品当たり次の通りとする。

①所定の検査をすべて行った場合……300円

②検査の一部を目視検査とした場合……300円

(同一規格商品申請時)

## 【品質検査料の必要金額の一例】

★通常の認定商品申請時の品質検査料

【パターン例】先染め2色毛違いジャカード×3配色（色糸数=6）の場合

(税抜き)

試験項目		1点目	2点目	総点数	金額(円)
タオル特性	吸水性	試験 500円	300円	2	800円
		洗濯 1,200円		1	1,200円
	脱毛率	1,300円		1	1,300円
	パイル保持性	2,400円		1	2,400円
	小計	-	-	-	5,700円
染色堅ろう度	耐光	3,000円	800円	6	7,000円 (3,000+800×5)
	洗濯	1,100円	500円	6	3,600円 (1,100+500×5)
	汗	1,300円	800円	6	5,300円 (1,300+800×5)
	摩擦	350円	300円	12	3,650円 (350+300×11)
	小計	-	-	-	19,550円
物性	引張り強さ	1,500円		2	3,000円
	破裂強さ	1,000円		1	1,000円
	寸法変化率	1,300円		1	1,300円
	メロ一巻き部分の滑脱抵抗力(*1)	2,000円		2	4,000円
	小計	-	-	-	9,300円
物質機	ホルマリン	2,600円		1	2,600円
	証明料	300円		1	300円
合 計					37,450円

(\*1) メロ一巻き部を有する商品のみに実施。

★色が白の場合は「染色堅ろう度試験」をしないので、上記金額からその分減額される。

\*上記料金には試験にかかる検体料等の経費は含まれていません。

(3)「今治タオルブランド商品」認定申請時の品質検査料等

今治タオルブランド商品の検査申請時に必要な「試験手数料」と「証明料（「検査報告書発行料」）」は申請パターン（染色堅ろう度試験の試験点数等）に応じて決定される。…前ページの表（品質検査料の必要金額の一例）参照

(4) その他の申請時の検査料

「同一規格商品」の証明申請や「認定の変更」「認定の追加（アイテム追加、カラー追加）」申請時に必要な品質検査料は、申請内容に応じて検査内容が変わったため、都度指定検査機関に確認する必要がある。

★基本的には、実施する試験内容に応じて試験単価表（P29）の金額を組み合わせた額となる。（その一例は右表の（参考）参照）

2)「今治タオルブランド商品認定審査」申請のための費用（以下「認定申請手数料」という）

本組合への「認定申請手数料」は、「すべての申請行為（変更届含む）」に対し「1申請当たり」次の通りとする。

(1)「認定申請手数料」

申請手数料=1,000円／1申請（税抜き）とする。

★但し申請するタオル商品が複数アイテムの場合は、2アイテム目からはアイテム毎に、500円／1アイテムが必要となる。

【例】2アイテム=1,500円 3アイテム=2,000円

(2)「認定の変更」「認定の追加」申請時などの申請手数料

上記の認定申請手数料により、申請内容のパターンに応じて計算する。…必要金額の一例は右ページ参照

3)認定証の再発行

紛失等により認定証の再発行を希望する場合は、本組合に申し出ることにより再発行を受けることが出来る。

**[参考]「同一規格商品」や「認定の変更」「認定の追加」  
申請時の品質検査料の一例**

同一規格商品で、白の場合を除いてカラーが異なった場合

(税抜き)

(1)	目視検査料(糸使い、簇番手、打込み本数、加工方法等)	2,000円
(2)	吸水性試験	2,000円
(3)	ホルムアルデヒド試験	2,600円
(4)	染色堅ろう度試験(色点数が1の場合)	6,050円
(5)	証明料	300円
合 計		12,950円

**本組合への認定申請手数料**



すべての申請行為1件当たり1,000円(税抜き)とする。



上記には1アイテム分が含まれている。複数アイテムの申請時は、  
2アイテム目から500円／1アイテムが必要。

**「認定申請手数料」の金額例**

(税抜き)

〔例〕	元となる認定	認定の追加		
	3アイテム、 5カラー	2アイテム のみ追加	3カラー のみ追加	3アイテム 3カラー追加
申請手数料	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
複 数 アイテム分	1,000円 (500円×2)	500円 (500円×1)	0	1,000円 (500円×2)
計	2,000円	1,500円	1,000円	2,000円

4) 「今治タオルブランド商品」認定に必要な費用の総括  
…品質検査料は前提としたパターンによる1例。

### 通常認定申請時の費用

品質検査料	〈P30のパターン例〉 (染色堅ろう度試験点数6)の場合 *試験料37,150円 *証明料300円	37,450円
認定申請手数料	〈3アイテム申請の場合〉 *申請手数料1,000円(1アイテム分含む)+1,000円(500円×2アイテム)	2,000円

### 「同一規格商品」認定申請時の費用

品質検査料	*目視検査料2,000円 *試験料／吸水性試験2,000円・ホルムアルデヒド2,600円*証明料300円	6,900円
認定申請手数料	〈5アイテム申請の場合〉 *申請手数料1,000円(1アイテム分含む)+2,000円(500円×4アイテム)	3,000円

### 「品質検査免除商品」認定申請時の費用

認定申請手数料	〈2アイテム申請の場合〉 *申請手数料1,000円(1アイテム分含む)+500円(500円×1アイテム)	1,500円
---------	---	--------

★品質検査は不要

### 「認定の変更」申請（追加なし）時の費用

認定申請 手数料（変更）	「代表者名」「企業名」「所在地」「商品名」「製織方法」「染晒方法」「アイテム（サイズ含む）」の減少「カラーの減少」等の変更の場合 *申請手数料1,000円	1,000円
-----------------	--	--------

★品質検査が必要な場合がある。

### 「認定の追加」申請（3アイテム3カラー追加の例）時の費用

品質検査料  
変更内容によって試験・検査内容が変わるために、都度指定検査機関に確認が必要。

認定申請 手数料（追加）	*申請料1,000円（1アイテム分含む）+1,000円（500円×2アイテム）	2,000円
-----------------	---	--------

★カラーの追加分は無料

### 「認定の延長」時の費用

認定申請 手数料	〈4アイテム延長の場合〉 *申請料1,000円（1アイテム分含む）+1,500円（500円×3アイテム）	2,500円
-------------	---	--------

★品質検査は不要

### 認定証の再発行

認定証再発行手数料	500円
-----------	------